

第 3 8 5 1 号議案

第 2 4 9 回福岡県都市計画審議会 議案

令和 8 年 7 月 1 日（水）

目次

[illegible]

8 建 第 5 2 1 号

福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第八号、第53条第1項第六号並びに第56条第1項第一号及び同項第二号ニの規定に基づき、次の事項について付議します。

京築広域都市計画区域の変更に伴う同区域内の用途地域の指定のない区域内の建築物に係る
容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さ制限を定める数値の決定について

令和8年7月1日

福岡県知事 服 部 誠 太 郎

京築広域都市計画区域の変更に伴う同区域内の用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さ制限を定める数値の決定について

計 画 書

指定する区域		決定する数値			
市町村名	区域の範囲	容積率	建蔽率	建築物の各部分の高さ制限	
				道路斜線	隣地斜線
		法第52条第1項第八号の規定に基づく数値	法第53条第1項第六号の規定に基づく数値	法第56条第1項第一号に定める別表第3（に）欄5の項に基づく数値	法第56条第1項第二号ニの規定に基づく数値
みやこ町	都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域のうち同法第8条第1項第一号に規定する用途地域の指定のない区域の全部	20／10	7／10	1.5	2.5

※法＝建築基準法

理由

今回、京築広域都市計画区域の拡大によりみやこ町勝山地区（旧勝山町）の一部及び犀川地区（旧犀川町）の一部を都市計画区域に編入することとしている。

特定行政庁である福岡県は、用途地域の指定のない都市計画区域について、当該地の建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限に関する数値を、当該地の土地利用の状況等を考慮して定めることとなっている。

そのため、みやこ町の都市計画区域の用途地域の指定のない区域において、将来にわたり、現在ある良好な住環境もしくは自然環境をより適切な規制の下に保持していくため、計画書のとおりとする。